

令和5年第14回 議会運営委員会

1. 日 時 令和5年7月25日(火)
2. 場 所 白井市役所本庁舎4階大委員会室
3. 議 題 (1) 副委員長の互選について  
(2) 感染症対策にかかる9月議会の対応について  
(3) 決算審査特別委員会の設置について  
(4) その他
4. 出席委員 柴田圭子委員長・広沢修司副委員長  
石井恵子委員・長谷川則夫委員  
田中和八委員・徳本光香委員  
岩田典之議長  
秋谷公臣副議長
5. 欠席委員 なし
6. 会議の経過 別紙のとおり
7. 議会事務局 議会事務局長 永井康弘  
係 長 今井好美  
主 事 金子直史

## 会議の経過

開会 午前10時00分

○永井議会事務局長 定刻となりましたので、始めさせていただきます。

会議に先立ちまして、柴田委員長より御挨拶をお願いいたします。

○柴田委員長 おはようございます。お暑い中、御苦労さまです。

今日は議題として、副委員長を決めるというところから入らなくてはいけなくなりました。副委員長を決めることと、一般質問の通告書の発送が来週8月4日なので、その前に一般質問のやり方を確認しておきたいことと、それから決算審査ですね。決算が9月で出てきますので、その委員の決め方の協議をお願いしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○永井議会事務局長 ありがとうございます。

それでは、委員会会議につき、議事等につきましては柴田委員長をお願いいたします。

○柴田委員長 ただいまの出席は6名です。委員会条例第16条の規定により、定足数に達しております。

これより令和5年第14回議会運営委員会を開会いたします。

本日の会議は、お手元に配付の議題のとおりです。

議題1、副委員長の互選についてを議題とします。

ここで暫時休憩をして、協議会といたします。

[休憩 10時01分]

協議会

[再開 10時02分]

○柴田委員長 では、再開いたします。

まず、副委員長の選出方法についてお諮りいたします。

選出方法は、会議規則第126条第5項の規定により、私のほうからの指名推選により決定したいと思います。これに御異議ございませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○柴田委員長 では、私から副委員長を指名したいと思います。副委員長に広沢委員を指名いたします。御異議ございませんね。

[「異議なし」と言う者あり]

○柴田委員長 分かりました。ありがとうございます。よろしく願いします。

では、議題の2に移ります。

感染症対策にかかる9月議会の対応についてを議題をいたします。

お手元に配付の資料「感染症対策に係る議会の対応」を基に進めていきます。資料送られているかと思しますので、お手元にありますでしょうか。

前回4項目ほど、これから毎回議会ごとに、流動的だから諮っていきましょうという項目が残りました。それを一つずつ、次回9月議会にどのようにするかを決めていきたいと思えます。よろしくお願いします。

まず、一般質問の取扱いについてです。

6月議会は、一般質問については議員の判断に委ねるという前回の会議と同じという取扱いでした。今回どうですか、そのままでもよろしいですか。コロナがまた増えてきてはいるようですけれども、取扱いとして、このまま前回同様でもよろしいかどうか。

長谷川委員。

○長谷川委員 感染者数は増えていますが、対応としては前回同様でもよろしいかと思えます。

○柴田委員長 ありがとうございます。それで御異議ございませんか。

〔「はい」と言う者あり〕

○柴田委員長 前回の同様ということにいたします。

それから二つ目が、一般質問の質問時間についてです。これは6月も、その前からですが、質問時間は60分とするということになっております。これもそのままでもよろしいでしょうか。

〔「はい」と言う者あり〕

○柴田委員長 それでは、このままということにいたします。

それから、次が議場での離席についてです。前回は議員の離席については、事務局で書式を作成により、議長へ離席する前に届け出る。執行部の離席についても、議長に申し出ることとするということになりました。これもそのままでもよろしいでしょうか。

〔「はい」と言う者あり〕

○柴田委員長 それから、次が最後です。水分補給。水分補給については、議場への水分の持ち込みを可とする。これは扉の横のところにテーブルを置いて、その上にペットボトルなりを置くということですが、これもそのままでもよろしいでしょうか。

〔「はい」と言う者あり〕

○柴田委員長 今4項目、これだけなのですから、一応それで決定ということで。

石井委員、どうぞ。

○石井委員 決定でいいのかなと思うのですが、今の進め方だと、今回はこの4項目については前回と同じということで、次の議会のときは、また同じことを話し合うということですか。

○柴田委員長 前回決まったことは、ほとんどの部分がばってんで必要ないねということになったのだけれども、この四つだけについては、まだ完全に終わったわけではないし、残して毎回諮りましょうねということで残った項目なのです。なので、もうこれでいいんじゃないかというのは、その都度協議をしたほうがいいと思えます。取りあえず今4項目。

逆に私は、お手元資料あるかと思いますが、ばってんがいっぱいついていきますので、表は整理して、4項目だけ残せばいいのかなとも思ったりもするのですけれども。取りあえず前回の会議では、まだ収束というわけではないから、この四つについては毎回諮りましょうということになっていました。どうでしょう。

田中委員。

○田中委員 今のやり方を継続というのは、これで問題全然ないと思います。逆に、これは全部終わらせてしまって、またコロナが復活してくるとかしたときに、改めておやりになったらいかがかと思っています。

○柴田委員長 石井委員。

○石井委員 私も田中委員と同じ考えを持ってしまして。申し訳ないです。皆さんがこれで決定となったときに発言するのは、大変申し訳ないなと思いつつ、迷っていたのですけれども。新型コロナウイルス感染症対策という題目になっているので、これが今5類になったということもあり、毎回この4項目について議運で話し合うよりは、今回でここは一つの区切りをつけて、全部よければ、多分、次も全部いいのではないかなと思うのですね。であるならば、これを同じように、ばってんでクロスしちゃって、今度はまた新たな議運で検討しなければいけない事項が山ほど出てくるのではないかなと予想されます。であるならば、これはこれで1回締めていいのかなという気がしているのですけれども、皆さんの御意見はどうでしょうか。

○柴田委員長 議長。

○岩田議長 コロナ前に戻るのであれば、それはそれでいいのです。そうではなくて、この4項目、特に4番目と9番目は、このままオーケーなのか、コロナ前に戻すのか、それを諮ってもらわないといけないと思うのですけれども。

以上です。

○柴田委員長 前回は、確かに全部真っさらに戻しましょうという意見も出ていました。結局、最終的にはこの四つだけは、全部真っさらに戻して、また再検討という、また新しい項目から考えなければならぬから、取りあえずこの四つは、ずっと引き続き残しておいたらどうでしょうということで、まとまった内容なのですよね。今、議長もおっしゃられたように、4番と9番については協議が必要かとは思いますが。どうでしょうか。両方、確かに意見は出ていたのです。

石井委員。

○石井委員 確かに1番、2番の一般質問については、これはコロナ云々ではなくて、議員個々の判断で、60分が最長なのだけれども、短くてもいいし、60分以内でということで考えている委員さんが多いと思うので、これはここで再検討する必要はないのかなと思っています。

9番の水分補給については、議場が新しくなって、前の議場より距離がある。会派によ

っては距離があるのですね。コロナと関係なく、この水分補給については、議場に持ち込むのは駄目だけれども、そこの入口のところに置いておくことは、コロナある無しに関係なく、やっていただいていたほうが、だんだんと年を取ってくると、口の中がぱさぱさして。だから、これもコロナということではなく、必要なのかなという気がしています。だから、自分の中では1番、2番、9番については、コロナ云々ではなく、クローズしてしまってもいいのではないかという思いでいます。

4番については、自分の中でもまだよく分かりませんが。

○柴田委員長 1番、2番、一般質問部分と水分補給については、コロナ云々にかかわらず、このままでいいのではないかという意見ですね。そうすると、どういう形でこれを残すようになるのか。申合せではなく事例になるのか。どういう形で残すことになるのか分からないのですけれども。

議長。

○岩田議長 特になくても、議場といっても自席に持ち込むわけではなくて、見えない隠れた入口のところだから、そのままで共通認識を持てばいいのではと思いますけれども。

○柴田委員長 一般質問も、60分という昔のままでということと、水分補給については、共通認識ということでもいいですか。

広沢副委員長。

○広沢副委員長 コロナの前に戻すものと、それからコロナ禍を経験して、4番、9番は新しい仕組みとして、アフターコロナの議会運営として、新たなスタンダードとして取り入れているような2種類、戻るものと、新たにつくり替えていくものがあると思うのですけれども。戻るものについては、もう協議する必要はなく、新しくなるものについては、今後の議会運営の例えば先例での申合せとか、そういう決まりの中に入れてもいいかなと思います。

○柴田委員長 ありがとうございます。

1番と2番、つまり一般質問の取扱いについては、元に戻っているのです、これはもう要らないだろうと。元に戻ったということで削除していいだろうということですね。これは皆さん共通で認識されているのかなというところです。

あと、議場で離席についてと水分補給、これがおっしゃるとおり、新たな先例になっていくのか、申合せにするのか、一応共通認識として残しておきたい部分、新たにということ。そういうことでよろしいでしょうか、皆さん。合意を図れるのだったら、1、2は、次回から諮ることはないということで削除してしまう。

それから4番と9番については、新型コロナウイルスの感染症対策ということではなく、今後も引き続き残していくということですね。そうなりますと、すみません局長、これはどういう形で残りますか。その他のところですか。

○永井議会事務局 明確にするのであれば、事例として申合せ集に加えるというのが、

一つの考え方とは思いますが。

○柴田委員長 どうでしょうか。一応明確にしておきたいということで、申合せ集の中に事例として加えるということ。何か御意見ありますか。よろしいですか。それとも対応を考えたほうが、時間があつたほうがいいですか。今、即断ではなく。

○永井議会事務局長 9番については、特に大きな問題はないかと思っています。

4番については、いろいろな規則等をもう一度洗い直してみて、抵触する部分があるかないかの確認は取っておきたいなというふうには。すみません、今どこに当たるかがすぐにつかないもので、検証だけさせていただきたいと思います。

○柴田委員長 分かりました。

ちょっとお時間を頂きまして、1番、2番については、今決まったとおり削除してしまうということ。4番については、もう一回検証の時間を要する。それから9番については、事例として載せるというような対応で一応よろしいでしょうか。

○永井議会事務局長 そこまで大げさでなくて、例えば、お話をして周知して共有を図れば、運用上の問題になるので。

○柴田委員長 分かりました。

広沢副委員長。

○広沢副委員長 明記していく意味があると思うのです。例えば、新人で入ってきて一人会派だった場合、一般的なルールが分からないままいるよりは、そういうものを見て、持ち込みがいいのだとか、分かるような何かがあるといいと思うので、何かしらには、そういったものは残しておいたらいいかなと思ったんですけど。

○柴田委員長 田中委員。

○田中委員 前回の6月議会のときに、自席に飲み物を持ってきていた方が結構いて、どなたかが御注意されたことがあったと思います。ですから、議場内への持ち込みは不可。ただし、例の入口のところはオーケーみたいな形で、何か文言を考えて1行入れるのもいいのかなとも思います。

○石井委員 どこかに書いてあつたんじゃないの。議場への持ち込みは不可って。

○田中委員 であれば、そこにちょっと足すとか。

○岩田議長 9番の話。

○田中委員 そうです。

○岩田議長 事例も先例も要らないでしょう、9番は。

○田中委員 要らないね。

○柴田委員長 会議規則とかには、一切議場への持ち込みは不可とか、そういうのが全くないので、判断に困る。ここに書いてあるから、こうだよということを示すことはできない。飲食物不可とか、あまりに当たり前だから書いていないのかなと思うのですけれども、会議規則の中に、調べたらないのですよね。だから、どこかに残しておいた

ほうがいいのではないかというのの一つあるのかなと思います。どうでしょう。一応、どこかに残しておくというのでいいのかなと思いますけれども。いいですか。

議長。

○岩田議長 今9番ですよ。これ議場への持ち込みのことだから、これを残すと曖昧になっちゃうんじゃないですか。むしろ残さないほうがいいと思います。今までどおり、議場への持ち込みは不可。だけれども、入口のところには、水とかお茶を置いておくのは、共通にしてよしとすると。

というのは、町、村の時代には、お茶を飲みながらとか、たばこを吸いながらやっていた時代もあったわけです。そのときも会議規則はなかったし、今も同じ状況なのですね。ですから、こういう事例は残さないほうがいいと思います。意見として。

○柴田委員長 ほかにどうですか。議場への水分の持ち込みは可とすると書いてあるから、中に持ち込んでしまうということにも読み取れてしまうということですね。持ち込みを可とするというので、袖の机に置くんだよというふうに逆に読み取れないのではないかと。

田中委員。

○田中委員 4年に一遍、新人さんにお話しすれば、確かに済むことかなと思います。

○柴田委員長 副委員長。

○広沢副委員長 そんな大げさに残しておいて、何でもかんでも書いて、どんどん量が多くなっていくというのは、すごくよく分かるのですけれども、ここで話し合った内容というものを、このまま消えて終わりにするというところに違和感があったので、発言をさせていただきました。どこかで見て分かれば、それでいいと思いますし、それは議事録なら議事録でいいし。基本的には、人が人に伝えていくということが大事だと私も認識をしています。

○柴田委員長 徳本委員。

○徳本委員 今は、議場に水分持ち込み不可とも書いていないということなのですよ。

○柴田委員長 書いていない。何も書いていない。

○徳本委員 書いていなくて持ち込んでいた時期もあるし、今は持ち込んではいけないという認識になっているというのが不可解という感じがしたので。私は広沢委員に賛成で、だとしたら、議場への持ち込みは不可であると書いたらいいのではないかと思いました。

○柴田委員長 秋谷副議長。

○秋谷副議長 できれば、あそこに文章で、議場への持ち込みは不可って書いたらまずいのですか。貼っておいたのでは。入り口に。そういうのはまずいの。

○柴田委員長 別にまずくはない。

徳本委員。

○徳本委員 あともう一個。議場での水分不可というのは、どういう理由なのでしょう。どういう場所でも、机に置くか置かないかは別として、飲んではいけない理由はあまりな

いような気がする。根本的にそのルールは必要なのかなと今思ったのですけれども。

○柴田委員長 たしか昔の議員さんが、議場で体の健康の理由で水分補給しなければならないというときに、議長に申し出て持ち込んでいたなという記憶があるのです。基本、議場内は飲食物は不可なのかなと。それが前提なので、会議規則に何も書いていないのかなと思ったのですけれども。どうでしょうか。言われてみれば、どのように取り扱ったらいいか分からないですね。

徳本委員。

○徳本委員 先ほどの議長の発言だと、どこかで、こういう理由だから駄目になったというときがあるということですよ。

○岩田議長 大昔の時代だからね。村役場の時代だから。

○徳本委員 そこが気になったというだけです。持ち込んで喉が渴いたとき、自席で喉を潤すのに何か問題あるのかなと。その場でもいいのかなと、前から思っていたというだけです。

○柴田委員長 どうですか。執行部も同じことになりますよね。

議長。

○岩田議長 分からないし、調べてもらわなければいけないけれども、多分、国に倣ってやっているのかなと思いますけれども。

○柴田委員長 石井委員。

○石井委員 徳本委員がおっしゃったので、なるほどと自分も考えてみたのですけれども、国会中継を見ても、あるいは委員会中継を見ても、他の議会を見ても、どこの議会を見ても、会議中に喉を潤しているという場面は見たことがないです。それは、さっき委員長がおっしゃったように当たり前のことなので、会議規則にも載っていないのだろうというのは確かにあります。白井市議会として決めたのが、確かに喉も渴くよねということで、議場の入口のところに置いてもいいということにしましたよね。私は、これを続けていけばいいなと思うし、あえてこれを文章化して、申合せ等に入れていなくても、みんなの同意が得られれば、あるいは改選後に新人がいらした場合には、新人研修というものもありますし、そこできちんと徹底されていけばいいのではないかというふうに思います。

○柴田委員長 どうですか。

徳本委員。

○徳本委員 今回書かないでおいてもらって、自分も調べたいです。国会で水を飲んでいないから倣う必要もないと思うし、誰かが話している議会中に飲んでもいいとはいっても、入口まで行って飲むということをしづらいので。今回は書かないということに取りあえずして、ルールは変えないでいいのではないのでしょうか。

○柴田委員長 例えば、生理的なもので席を外すときは許されるわけですよ。それと同じで、健康上の理由で水分補給が必要になった場合は、私は許されると思うのですが、そ

のために、割とまめに休憩を取るようにもしているということだと思っております。そこで補給はできるのかなとも思うのですけれども。どうでしょうか。1番、2番は消します。4番については、事務局のほうでもう一回洗い直しをしてもらおうと。それから9番、水分補給については、特に何も書かないで、みんなの暗黙の了解でいいのではないかとということで、一応落ち着くということでもよろしいですか。新人さんが来た場合は、きちんとそのことを伝えていただくというふうに。では、そういうことに一応します。ありがとうございます。

4番のことについては、分かったら皆さんに教えてください。よろしくお願いします。

では、今まとまったとおりについて、9月議会での感染症対応については、1番、2番、一般質問については、なくすと。いちいち諮るのはなくす。それから、議場での離席についてはペンディング。それから、水分の補給についても、ここに書くことはなく、随時今までと同じ対応とするということで、暗黙の了解をとということにいたしたいと思っております。それでよろしいでしょうか。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○柴田委員長 では、異議なしと認めて、さよう決定いたしました。

それでは、議題の3番目です。決算審査特別委員会の設置についてを議題をいたします。

これもお手元に、先例、申合せのほうが資料として来ていると思っております。事例集の19ページの第11章、第3、事例の4番と6番、これを参考にして協議をしたいと思っております。

この4番というのは、平成13年、随分昔のことで、決算審査特別委員会を設置し、これを付託し、閉会中の継続審査とした。閉会中にしたということでした。委員は、当時は各常任委員会から議長・副議長・監査委員を除く3名ずつとしていました。各常任委員会の所管ごとに1日ずつ開催して、通告制により総括質疑を行った。総括質疑は、この頃からあるのですね。これが平成13年です。

次の項目6番というのが、これは令和3年、私たちが決めたことですね。決算審査特別委員会は、選出人数を10人以内として、半分として、委員は、各常任委員会から3人及び議長とした。来年9月の決算審査特別委員会の委員については、今回選出していない議員をもって委員とすることとした。審査は閉会後ではなく会期中に行って、財政課の所管の審査を最後にした。最後に全体を通して質疑を行いましたという前回のやり方が事例として載っています。

今回、皆さん、前の期からいらっしゃるから分かりますよね。令和3年と令和4年で、それぞれ委員さんを10人ずつ決めて、決算を見た人がその次の年の予算を見る。その次の年は全部交代して、全部交代した残りの委員さんたちが決算を見て、その次の年の予算を見るというので、一巡したのです。これで新しい期になって、どういうふうに決算審査を回していきましようかと。一応検証しなければいけないですし、やり方として、どういうふうにしましようかということについて、協議しなければなりません。

まず、すぐ決められるだろうと思うのは、特別委員会設置ということで、それは御異議ないですね。特別委員会とはとにかく設置します。そしてメンバーですね。メンバーも、半分交代するのか、どういう形で。人数ですかね。あとメンバーについても、常任委員会から選任していくのか、あるいは会派のことも配慮しなくてはならないとかあります。

長谷川委員。

○長谷川委員 今、定数が削減されて、委員会6名ずつですよ。そこから3名ずつ選んで、監査委員を除くという考え方をすると、3名以外だからいいのかなと思うのですが、私は前回のやり方が非常に良かったなと思っているのです。決算をやった人が予算をやるというやり方、非常に分かりやすくていいし、そのやり方でいいのかなと思っているのですけれども。

ただし、監査委員、最初の決算のときに除いてしまうので、次の予算のところは入ってくるようになってしまうのかなという考えを持っていますけれども。

○柴田委員長 前回、3月29日付だったか、決算と予算をやった委員長さんの名前で議長のほうに、出た意見とか、一覧表になってまとめて提出されていて、それを皆さんに送ってきてもらっているのですよね。

その中で、資料とかいろいろあるけれども、進行についてのみ意見をピックアップしてみたものでは、半数が予算にも決算にも1年間関われないというのはどうなのだろう。1年交代、完全入れ替わり制の是非について協議してもらいたいということ。期間中の議員の仕事量の偏りが生じる。半分だけがずっと決算と予算をやっているということ。それから、予算審査を担った委員が当該年度の決算をやることが望ましいという意見もありました。つまり、令和4年度の予算した人が、令和4年度の決算を見るという。自分が予算を見たのを責任もって決算を見るというのが望ましいという意見と。決算が令和2年度で、予算は令和4年度となるのですよね。1年飛んじゃうのですよね。そうすると、審査の対象に連続性がないという意見があった。それから、会派のバランスを考えてほしいという意見もあった。会派だけで1年で偏ってしまった。ばらけることができなかったということも、そういうのが運営上で出ていた意見でした。それを踏まえて、どうでしょう。

田中委員。

○田中委員 特別委員会方式でいいと思うし、基本的にはこれでいいと思うのです。

ただ、委員長からお話があったように、半数が参加して、半数はどうなのかなというところがあるので。逆に、これは大切な委員会ですから、半数が出て、残った半数は、例えば会議室の脇にスクリーンがありましたよね、テレビが。そういうところに必ず来るか、傍聴に来るか、そうすると勉強は必ずできる。じゃないと、来ていないと、本当にこれをインターネットとかで見て、全てを把握した上で賛否を決めているのかというのが、ちょっと疑わしいというところもあるので、その辺も御検討なさったらよろしいのかなと私は思っております。

○柴田委員長 徳本委員。

○徳本委員 私としては、前にも言ったのですが、全員参加がいいと思っているのです。一番大事な仕事だと思うので、傍聴したからいいと話ではないし、傍聴のことを言い始めてしまうと、ほかのいろいろな審議会とか教育委員会とかも、全部見ていない人もたくさんいるという問題に広がってしまうと思うので、それは自由だと思うのですけれども。やっぱり全員関わったほうがいいのではないかと思います。それか、あまり少ないとあれだから、10人、半分は確保するというのだったら、やりたいという人は入れるようにしないと、一人の会派の人というのは、同じような思想を持つもう一人の人に質問を託すというやり方を会派内だとできますけれども、そういうこともしづらくなってしまうので。最低10人で、手を上げれば入れるとかにしてほしいと思います。

あと、人数限定ということに決まった場合でしたら、常任委員会からではなく、複数会派からは一人は入るというふうにしてほしいと思います。

以上です。

○柴田委員長 まず、人数からしてばらばらで、18人になったので、全員参加という意見と、半分ずつとなると、9人ずつの参加というのと両方あるのかなと。その際、監査委員は決算に除くのかどうかということ。今回の決算は令和4年度ですから、今、監査の人、まだ監査ではなかった頃なのですよ、予算ができた頃は。だからあまり関係ないかなという気もするのですけれども、取りあえず監査どうするか。

正副議長は外すのか、入ってもらうのかということもありますね。そこから決めないといけないのかなと思いますけれども。アイデアがあれば。

議長。

○岩田議長 二通りあると思うのです。前回のように半分、9人、9人。私は監査委員も入れた9人、9人がいいと思うのですけれども。それか、正副議長、監査委員を除く15人でやると。私は、この二つのどちらかがいいと思っています。

以上です。

○柴田委員長 18人から3人引いたら15。議長、副議長、監査委員を除いて。

○田中委員 除くと15人になるから、それでやったらどうだって。

○岩田議長 そうです。本会議場で。

○田中委員 入れて9でいくか、除いて10でいくか、どちらか。

○柴田委員長 休憩しますか。

協議会にします。

[休憩 10時37分]

協議会

[再開 10時48分]

○柴田委員長 再開します。

それでは、決算審査特別委員会を設置するという事で、その構成メンバーについて御意見があると思いますので。どなたか。

石井委員。

○石井委員 決算審査特別委員会は、議長、副議長、監査委員を入れた状況で、今回の決算については、現監査委員がタッチしていなかったの、これは入れた状況で、各常任委員会から3人ずつ選んで9人で構成する。その決め方については、常任委員会、各部屋に分かれてしまって分からないところで決めるのではなくて、みんなが分かるところで決めよう。各会派もばらけるように配慮は必要だということもあります。そういう御意見もありましたので、そのようにしてはどうかということです。今回の決算だけでいいのですね。

○柴田委員長 ありがとうございます。

それでは、今そういう御意見が出ました。9人、9人とする。そして、議長も副議長も監査委員も含めた9人、9人として、決算審査は9人、各常任委員会から3人ずつ。会派はできるだけ、二人会派だった場合に二人ともがそこに入らないように、予算審査とばらけることができるように配慮をするということで意見が出ましたけれども、それで皆様よろしいでしょうか。

〔「賛成」と言う者あり〕

○柴田委員長 ありがとうございます。

そういうことで決めようと思いますので。議長、副議長と監査委員を入れます。常任委員会から3人ずつで9人で、同じ会派はばらけるように配慮する。それは、みんなで打合せをしながら決めるようにするという事ですね。よろしいでしょうか。

予算のメンバーは、そのときに考えるということでもよろしいですかということですが、おのずと今回9人決まったら、残りが予算というふうに、やり方としてはそういうふうになるかと。違うグループということになったと思います。

○田中委員 今回、9月議会。

○柴田委員長 9月議会で、それも開会中に、閉会後の審議ではなくて開会中に行うということで、それもよろしいでしょうか。

〔「はい」と言う者あり〕

○柴田委員長 もう一回まとめると、3人ずつ常任委員会から出して、議長も副議長も監査委員も含める。同じ会派からは、ばらけるようにする。そして、決算と予算は違う委員がやるようにするので、決算に9人決まったら、残りの9人が来年度予算を見るようにする。そうやって自分の見た予算が次のときの決算で見られるように、そうすると、ずれていくので、できるようになるというので。むこう2年間が決まるという形になりますけれども、一応それでやってみるということで、よろしいでしょうか。

〔「はい」と言う者あり〕

○柴田委員長 ありがとうございます。

このように決定いたしました。

では、議題4、その他についてを議題といたします。委員の皆様から何かございますか。

次に、議長から何かありましたら、お願いします。

○岩田議長 ございません。

○柴田委員長 事務局から何かございますか。

○永井議会事務局長 ございません。

○柴田委員長 ほかに何かございますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○柴田委員長 では、ないようですので、以上で本日の議題は全部終了いたしました。

よって、議会運営委員会を閉会いたします。慎重なる御審議を賜りまして、ありがとうございました。